

環境保全型畜産確立対策推進事業

1. 事業の概要

家畜排せつ物に起因する苦情問題も複雑化しており、解消に向けては地域社会との共生が可能となるよう総合的な指導が必要となってきています。このため、畜産農家等に対する処理技術指導及び生産されたたい肥の利用促進に向けた普及啓発活動を展開し、資源リサイクルの円滑化による家畜排せつ物の適正管理を推進しています。

2. 事業内容

(1) 家畜排せつ物法

「家畜排せつ物法」は、正式には「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」といいます。名称のとおり環境に影響がないよう家畜排せつ物を適正に管理して、 たい肥などにして有効に利用することを目的とした法律です。

法の適用対象

牛や馬で10頭以上、豚で100頭以上、鶏で2,000羽以上を飼養するすべての畜産農家

(2) 家畜排せつ物処理技術の向上に向けた畜産農家指導の実施

家畜排せつ物は、適切な処理によって土壤改良材や肥料という貴重な資源として有効活用される一方、野積みや素堀りといった不適切な管理によって、悪臭の発生要因となったり、河川や地下水へ流出して水質汚染を招いたりするなど、環境問題の発生源としての側面があります。

そこで岡山県は、畜産農家が家畜排せつ物を適正に管理するよう、法対象農家全戸の巡回指導を行っています。管理不適切な畜産農家には、必要に応じて指導・助言を行い、報告を求めたり、立入検査を実施しています。

家畜別法対象農家数	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏
農家戸数（戸）	354	152	14	98	29

※H24 年度家畜排せつ物法施行状況調査より

(3) たい肥の利用促進に向けた理解醸成活動の展開

資源リサイクルを推進する観点から、耕種農家に対するたい肥生産者情報の提供及び正しいたい肥成分・肥料効果についての理解活動を実施し、耕畜連携によるたい肥の円滑な流通及び利用の促進を図っています。



担当部署

農林水産部 畜産課 衛生環境班